

ベルギー連邦制の背景と課題

小 島 健

I. はじめに

ベルギーは1830年に勃発した独立戦争によりオランダから独立し、翌31年には自由主義と民主主義を基礎とする憲法を採択して単一制国家として正式に誕生した。しかし、ベルギー国内では、南部ワロンにはフランス語系住民が住み、北部フランデレンにはオランダ語系住民が住んでおり、さらに首都ブリュッセルはフランデレンにありながら住民の多数はフランス語系であった。さらに、第一次大戦後は、人口の1%程度だがドイツ語系住民が住む地域がベルギーに加わった。

建国当初からベルギーでは、フランス語系住民が政治的にも経済的にも優位であったが、第二次大戦後、国内における地域・言語対立が激化し、地方分権が進められた。ところが、対立は収まらず地方分権の要求は激しさを増し、これを解決するため、1993年ベルギーは憲法を改正し連邦制に移行した¹⁾。

この結果できた連邦制国家は、連邦政府のもとに、領域に応じたワロン、フランデレン、ブリュッセルの三つの地域圏政府が置かれ、さらに、これに加えて、フランス語、オランダ語、ドイツ語の三つの共同体政府が存在するという重層的で複雑な構造を持ったのである。

また、ベルギーは第二次大戦後、欧州統合に積極的に参加した国としても知られる。欧州統合の進展と地方分権の同時進行は戦後のヨーロッパ各国で共通に見られた現象であるが、ベルギーにおいてより明確な形をとったのである。

本稿では、ベルギーの連邦化への道のりを、国内における地域主義の高まりと欧州統合の進展の双方から跡付けるとともに、成立した連邦制の課題を検討することを目的とする。その際、欧州統合をめぐる議論のなかで提出され連邦制の根拠となった補完性原理に注目する。補完性原理は、欧州各地での地方自治の要求の高まりを受けて、まず欧州審議会で採択され、ついでマーストリヒト条約にも明記された。また、連邦制を規定したベルギー憲法も補完性原理を採用している。本稿では、ヨーロッパ化と地域化という一見すると矛盾するかのように見える要求が、補完性原理によって両立可能となり、これがベルギー連邦制を生み出す大きな要因となった一端を明らかにする。

Ⅱ. 歴史的背景

(1) 独立後の地域と言語

1830年8月に勃発したベルギー独立革命により、ベルギーはオランダから独立し、翌31年7月に憲法が公布された。ベルギー憲法は、国民主権、三権分立、市民的自由などを認めた当時としては画期的な憲法であり、「19世紀の自由主義の典型的な所産である」²⁾と評価されている。

憲法は第108条で地方自治について規定している。ベルギーの地方制度は、州(province)と基礎的自治体である市町村(commune)の二層からなり、自治権が保障された。州議会と市町村議会の議員は直接選挙によって選ばれ、市町村長と州知事は議会によって選出される³⁾。

しかしながら、第105条5項は「州議会または市町村議会が、その権限を超え、一般の利益を害するのを阻止するために、国王または立法権が干渉を行う」と規定しており、中央政府が地方に介入する権利が認められていた。すなわち、ベルギーは単一制の国民国家であり、あくまでも地方は国によって自治権を与えられた存在であって、地方は中央政府のコントロールのもとにあった。また、選挙資格も男子の高額納税者に限られており、住民全てが参加する住民自治が行われていたわけではなかった。

なお、低地国家ベルギーの特徴として海堤埋立地維持組合に固有の自治権が認められていた点も注目される。憲法の財政に関する規定の第113条は、「法律の明文によって例外を定めた場合を除き、国、州または市町村のための租税としてのほか、いかなる課徴金も、これを公民に強要することはできない」、「現行の海堤埋立地および埋立地維持組合の制度はこれを変革してはならない」と埋立地維持組合制度の維持を明確にしている。

ベルギーでは、国土のほぼ中央を東西に言語境界線が走り、北部フランデレン地域ではオランダ語の方言であるフランデレン語が使用され、南部ワロン地域ではフランス語が使用されてきた。

ベルギーのオランダからの独立において主導的役割を果たした自由主義的ブルジョアジーはフランス語系住民であった。独立後のベルギーにおいても、政治・経済・文化を主導したのはフランス語系住民であり、北部フランデレンのオランダ語系住民の地位は低かった。このため、地理的にはフランデレンにある首都ブリュッセルでは、上層の住民はフランス語を使用するようになり、ワロン地域からの流入も加わって、フランス語系住民が増加することとなった。また、フランデレンに居住する上層住民はフランス語を使用していたため、中・下層のオランダ語系住民の国政に対する発言力は弱かった。

1831年に制定された憲法では、第23条で「ベルギー国で通用している言葉の使用は任意である。官憲の行為および裁判事務についてのみ、法律によって、用語を定めることができ

る」と言語使用の自由を規定していた。したがって、本来はフランス語とオランダ語は同等な言語であるはずであるが、政治・経済の主導権を握ったフランス語系上層住民は、オランダ語の存在を無視した。そもそも、この規定はオランダ支配下でオランダ語を強要されたフランス語系住民の権利を明確にするために作られたものであった。

実際、政治、行政、司法、軍隊など公的場ではフランス語が使用され、憲法自体フランス語のみで書かれており、事実上の公用語はフランス語だけであった。オランダ語は公用語として認められず、フランス語を解さない中下層のフランデレン住民は、社会的にきわめて不利な状態に置かれたのである。

ただし、人口面では独立以来、今日に至るまでフランデレンがワロンを上回っていた。1846年の国勢調査によれば、フランデレン語（オランダ語）を話す国民は247万1000人であるのに対して、フランス語を話す国民は182万7000人であり、フランス語系住民は全国民の42.5%を占めるに過ぎなかった⁴⁾。

(2) フラームス運動と19世紀末の改革

ベルギー独立後、しばらくすると、ワロン人の支配に対するフランデレン人の不満は次第に高まった。当時のヨーロッパで高揚したナショナリズムやロマン主義に触発され、フランデレン人の不満を背景にして、フランデレンの言語や文化の地位向上を目指すフラームス運動が起こった⁵⁾。

フラームス運動を担ったのは文学者、歴史家、民俗学者らであった。ヘンドリック・コンシアンス (Hendrik Conscience) が1838年にオランダ語で書いた小説『フランデレンの獅子』は、フラームス運動の開始を告げるものであった。この小説は、フランデレン人が団結してフランス騎士軍と戦い勝利した中世の「黄金の拍車」に題材をとったものであり、幅広い読者を獲得した。

1840年には、フランデレンの行政や教育でオランダ語とフランス語の対等な使用を求める10万人の請願書が議会に提出されたが、政治を動かすには至らなかった。19世紀半ばから、フラームス運動は文化運動から政治・社会運動へと転換していく。1860年代になると、アントウェルペンの要塞化に反対した「集会党」から、エドワルト・コーレマンス (Edward Coremans) を筆頭にフラームス運動の指導者3名が国会に進出した⁶⁾。

1865年にフランス語を理解できないフランデレン人が裁判で死刑判決を受け、処刑後、無実が判明するという事件が起こった。この事件は社会に大きな衝撃を与え、コーレマンスの提案で1873年に刑事訴訟法廷におけるオランダ語の使用を認める法案が可決された。さらに、1878年にはフランデレンにおける行政でオランダ語の使用が認められ、1883年には教育におけるオランダ語使用が認められた⁷⁾。

1893年の第一回憲法改正によって、普通選挙が行われることになり投票権が大幅に緩和さ

れた⁸⁾。翌 94 年に行われた選挙では、多くのフラムス運動活動家が議会で議席を得た。こうして、1898 年、法律上オランダ語はフランス語と同等の地位を得ることになった。しかし、現実にはフランス語の優位は依然として大きく、大学教育や軍隊などではフランス語が事実上唯一の使用言語であった。また、憲法のオランダ語正文が公布されたのも第一次大戦後の 1925 年のことであった。

(3) 戦間期の地域間対立

第一次世界大戦でドイツ占領下となった地域において、ドイツはそれまでのベルギーの政治に不満を持つフランデレン人を重用した。占領下で彼らはドイツ軍の援助を受けてフランデレン独立運動を展開し、自らアクティヴィスト（行動派）と名乗った。戦後、アクティヴィストは対独協力者として裁判にかけられ、有罪判決を受けた⁹⁾。フランデレン人の対独協力問題は、戦後におけるフランデレンの政治的要求にマイナスの効果を持った。

また、ベルギーには、第一次大戦後のヴェルサイユ講和条約によってドイツ領だったザンクト・フィート、オイペン、マルメディーが割譲され、ベルギーは人口の 1%程度ではあるがドイツ語地域を包摂することとなった¹⁰⁾。

政治面では、大戦中の国王の約束にもとづき、1921 年の第二回憲法改正によって、完全な男子普通選挙法が施行された。従来の制限選挙では富裕層の多いワロン人の政治的発言力が強かったが、これによって、労働者の発言力とフランデレンの発言力が増大した。フランデレンでは伝統的にカトリック教会の影響力が強くカトリック党の地盤であった。他方、内陸ワロンの工業地域では労働運動を背景に労働党が台頭した。こうして、ベルギー政治は大戦前の自由党とカトリック党の二大政党制から自由党、カトリック党、労働党の三党体制に転換した。

第一次大戦が終わると、言語・文化対立が再燃してきた。とくにフランデレンのカトリック教徒からはオランダ語の使用とフランデレン地域の自立が強く要求された。国立のヘント大学におけるオランダ語教育については、すでに 1910 年に 10 万人が署名した請願書が議会に出されていた。こうしたフランデレン側の動きに対して、1910 年代になるとヘント大学のオランダ語化に反対するワロン側の運動も活発になった¹¹⁾。

ついに、1930 年議会は国立ヘント大学のオランダ語化を認める法案を可決し、ヘント大学におけるフランス語による教育は禁止され、オランダ語による教育のみが行われることになった。

結局、戦間期における言語問題は、フランデレンにおいてはオランダ語、ワロンにおいてはフランス語を用いるという一地域一言語主義の原則で解決が図られた。この原則にもとづく一連の法律が、1932 年には行政分野に、1935 年には司法分野に、さらに 1938 年には軍隊に適用された¹²⁾。

ただし、首都ブリュッセルはフランデレン地域にあるもののフランス語系住民が多数を占めており、二言語地域にとどまった。他方、他のフランデレン地域にも多数のフランス語系住民が居住していたが、彼らは窮地に立たされることになった。このため、多くのフランス語系住民が暮らすフランデレン地域の小学校では、第二言語としてフランス語教育が行われた¹³⁾。なお、ワロン地域に居住するオランダ語系住民は僅かであり、ワロン地域におけるオランダ語問題は起こらなかった。

Ⅲ. 戦後における単一制国家の危機

(1) 地域間対立の高まり

第二次大戦直後、ベルギー国内は国王の帰国問題が国論を二分したが、この問題は地域間対立にも関係していた。大戦でナチス・ドイツの侵攻を受けたベルギーにおいて、国王レオポルド三世 (Leopold III) は、政府の意向を無視して無条件降伏し、ドイツ占領下の国内にとどまった。戦後ベルギーでは、戦争中の国王の行動に対して批判が高まり、国王一家はスイスに亡命し、ベルギー国内ではレオポルド三世の復位と帰国が大きな政治問題となった¹⁴⁾。

国王の帰国・復位の是非を問う国民投票が、1950年3月12日に行われた。結果は、賛成が57.5%となり、国王の帰国が決定した。しかし、投票結果において地域間格差が大きかった。すなわち、フランデレンでは、72.2%の圧倒的多数で帰国に賛成したのに対して、ブリュッセルでは48%、ワロンでは42%と帰国に賛成するものは半数に満たなかった。

1950年7月22日、国王一家はようやく亡命先のスイスから帰国した。しかし、ワロンの工業都市では国王の退位を求めて労働者によるストライキやデモが激化した。このため、レオポルド三世は8月に退位することを表明し、王位を長男のボードワン (Baudouin) に譲った¹⁵⁾。

レオポルド三世の退位によって、激しい国内対立は回避された。しかし、この出来事は復位を支持したフランデレン住民のワロンに対する憎しみを増す結果となった。

ワロンとフランデレンの地域間対立は言語問題をめぐって一層激化した。1947年に行われた国勢調査の結果、ベルギー全土ではオランダ語系住民がフランス語系住民を上回って増加しているものの、首都ブリュッセルではフランス語系住民が増加し、また言語境界線に近いフランデレンの市町村でもフランス語系住民が増加していることが明らかになった¹⁶⁾。

国勢調査の結果が公表されると、フランデレンでは1960年の国勢調査に言語調査を入れることに反対する運動が起こった。フランデレン住民は、言語調査によって、フランス語系住民に有利になるように言語境界線が変更されることを危惧したのである。フランデレンの反対運動の結果、1960年の国勢調査では使用言語に関する調査は行われなかった。

言語問題を解決するため1962年から1963年にかけて一連の言語法が制定された。1963年

の「言語法」によって言語境界線は固定され、言語調査は1947年を最後に今日まで行われていない¹⁷⁾。

しかし、言語問題は、これで収まったわけではなかった。ルーヴァン・カトリック大学¹⁸⁾（以下、ルーヴァン大学とする）における使用言語をめぐる問題が、大きな政治問題に発展した¹⁹⁾。ルーヴァンはフランデレンにある大学都市であるが、ルーヴァン大学での教育は元来フランス語で行われていた。しかし、第一次大戦後、オランダ語でも教育が行われるようになり、1946年に大学は両言語部門に分かれた。さらに、1962年には事務組織も分割され、両言語部門では各々独立した運営がなされていた。

1960年代後半になるとフランデレン側からフランス語部門のワロン地域への移転を要求する声が高まり、ルーヴァン大学は言語対立の焦点となった。1967後半、運動は激化し、大学理事会も両言語間で対立し、政治問題化した。この問題に対して当時の政府は解決策を見出せず、辞職に追い込まれる結果となった。

1968年に誕生したガストン・エイスケンス（Gaston Eyskens）を首班とするキリスト教社会党＝社会党連立内閣は、ルーヴァン大学問題の解決に取り組んだ。この問題は、ルーヴァン大学フランス語部門がブラバント州南部のワロン地域に新大学町ルーヴァン・ラ・ヌーヴ（Louvain-la-Neuve）を作り移転することで決着した²⁰⁾。

ルーヴァン大学問題は、カトリック教徒の多いベルギーの政治と社会に大きな影響を与えた。フランデレン住民にしてみれば、たとえ私立大学でもフランデレンでフランス語による教育が行われることを許すわけには行かなかった。他方、こうしたフランデレン住民の態度は、ワロンのカトリック教徒の気持ちを大きく傷つけた。そして、ルーヴァン大学問題によってキリスト教社会党は、ワロン系のキリスト教社会党とフランデレン系のキリスト教人民党に分裂したのである。

（2）政治・経済面での地域化

第二次大戦後、既成政党のうちカトリック党はキリスト教社会党に名称変更し、カトリック色を薄めるとともに、社会問題への強い関心を示した。また、労働党は社会党として再出発し、反共主義を明確にした。そして、戦後も戦前と同様にキリスト教社会党、社会党、自由党の様々な組み合わせによる連立政権が成立していった。

しかし、他方で地域間対立を背景に地域政党が創設された。1954年にまずフランデレン人民同盟（Volksunie：VU）が結成された。VUは、フランデレンの自治を要求し連邦制を主張した。これに対抗する形で1960年代前半にはワロン連合（Rassemblement Walloon：RW）とブリュッセル・フランス語民主戦線（Front Démocratique des Francophones de Bruxelles：FDF）が相次いで設立された。フランス語系の両党は協力関係をもった。

ルーヴァン大学問題の中で行われた1968年3月の総選挙で地域政党は大きく議席を伸ばし

た。VU は、12 議席から 20 議席に、RW と FDF が 5 議席から 12 議席へと躍進した。これに対して伝統政党は、南北キリスト教社会党が 77 議席から 69 議席、社会党が 64 議席から 59 議席、自由党が 48 議席から 47 議席へと議席を減らした²¹⁾。

キリスト教社会党の分裂以降、地域化は他党にもおよび 1972 年に自由党が PRL (フランス語系) と PVV (オランダ語系) に分裂した。社会党も 1978 年に PS (フランス語系) と SP (オランダ語系) に分かれることになった。また、1978 年に初めて国会に議席を得た環境政党は、最初からフランス語系とオランダ語系に分かれて設立された。

経済面では、第二次大戦後、19 世紀以来優勢だったワロン経済が次第に衰退し、反対にフランデレン経済が成長した。ワロン地域の重工業は、古くから開発されてきた炭田を基盤としてきた。その結果、戦後は炭田の老朽化が進み、生産コストがかさむ上に外国からの輸入炭との競争に直面し、1950 年代後半に危機に陥った。また、主要産業の一つであった繊維産業もいち早く衰退し、合併を続け体質の強化を図った鉄鋼業もオイル・ショック後は不況に陥った²²⁾。

ワロン経済が衰退する一方、フランデレンでは、戦争直後からアメリカからの援助物資の受け入れなどの貿易で大きな役割を果たしたアントウェルペンやヘントを中心に経済発展を経験した。特に 1960 年代になると、英米を中心とした外国資本によってこれらの地域に化学、電気、石油、自動車、鉄鋼などの工場建設が進んだ。1961-81 年の期間にベルギーに投下された外国資本のうち、フランデレンのアントウェルペン州が 30.9 %、リンブルフ州が 13.8 % を受け入れた。これに対して、ワロンの工業地域であるエノー州が 15.1 %、リエージュ州が 9.4 % と両地域の差は歴然であった²³⁾。さらに運河の改良や港湾の拡張もフランデレン地域の発展を後押しした²⁴⁾。こうして、フランデレンは 1960 年代以降、急速な経済発展を経験した。

1973 年秋のオイル・ショックを契機とする不況はベルギー経済にも深刻な影響を与えたが、南北の地域格差をさらに深刻なものとした。1975 年の国内総生産 (GDP) に占める各地域の割合は、ワロン 27.6 %、フランデレン 56.85 %、ブリュッセル 15.55 % であった。そして、同年の失業率は、それぞれ 9.1 %、5.1 %、5.5 % であり、ワロン経済の不況が他地域に比べてきわめて深刻であることが分かる²⁵⁾。

このように独立後から第二次大戦までのベルギーでは、ワロン経済が繁栄してフランデレン経済が不調であり、戦後フランデレン経済が成長するとワロン経済が不況に陥った。建国以来、ベルギーにおいては単一の国民経済は形成されず、一体となった経済循環を経験することはなかった。こうした経済的分裂状態も地方自治を促進し、この国を連邦制に導く要因であった。

(3) 1970 年の憲法改正と国家再編

ルーヴァン大学問題に対応したエイスケンス内閣のもと 1970 年に戦後最初の憲法改正が行

われた。この改正の目的は「国民の間の言語，文化の相違を考慮して，国の組織構造を変革するという特殊のねらいをもったものである」²⁶⁾。

まず，憲法第3条2項は「ベルギー国はフランス語区，オランダ語区，ブリュッセル・首都二言語区およびドイツ語区の四言語区から成る。王国内の各市町村は，そのいずれかの語区に属する」とし，領域的な区分を明確に規定した。第3条3項では，「ベルギー国は，フランス，オランダ，およびドイツ三つの文化共同体から成る。各共同体は，憲法または憲法にもとづいて制定される法律によって認められる権限を有する」とされた。このように，1970年憲法によってベルギーは，領域的には語区に区分され，文化的には3つの文化共同体によって構成されることになった。

各文化共同体には自治が認められた。憲法第59条2項は，上下両院のフランス語集団の構成員からなるフランス文化共同体のための文化会議とオランダ語集団の構成員からなるオランダ文化共同体のための文化会議について規定している。文化会議は予算が与えられ，文化事項，教育，文化共同体間の協力と国際協力について自治が認められた。また，ブリュッセル・首都二言語区に関しては，フランス語，オランダ語のいずれかの共同体に専属する施設に関して各共同体が発する法律が効力を持つとされた。なお，第59条3項ではドイツ文化共同体会議の設置についても規定されたが，会議の構成や権限は別途法律で定められるとされた。

国政においても第86条2項で，「内閣は，同数のフランス語を語る大臣と，オランダ語を語る大臣から成る」と規定している。このように，改正された憲法では，フランス語社会とオランダ語社会の文化行政における自治と国政の場における両言語の平等化が認められた。しかし，ブリュッセルの位置づけは曖昧であり，ドイツ文化共同体についても施行細則に委ねられ明確な規定を持たなかった。これは，四つの語区の自治については規定されなかったことによる。

(4) 1980年憲法改正

1970年の憲法改正によっても両言語の対立は収まらず，ベルギー国内における地方分権の圧力はさらに高まった。そこで，1980年，ウィルフリド・マルテンス (Wilfried Martens) キリスト教社会党＝社会党連立内閣のもとで2回目の憲法改正が行われた²⁷⁾。改正の柱は共同体の権限の拡大，地域圏の自治そして社会的援助の強化だった。

この改正によって，ブリュッセル地域を除く二地域圏と三共同体に議会と政府（執行機関）が設置された。地域圏と共同体は，一定の範囲内で法的効力を有するデクレを発することができる。こうして，中央政府から地方への大幅な権限の移管が実地され，ベルギーの地方分権は進んだ。

IV. 欧州統合と地方自治

(1) 欧州統合と地方自治の進展

欧州統合の進展とベルギーの連邦主義への動きは同調して発展してきた。ただし、戦後、欧州統合が進むなかで国内において地域の自立性を主張する傾向が強くなるのはヨーロッパで共通にみられた現象であった²⁸⁾。

戦後ヨーロッパにおける地方分権要求の背景は国によって異なるが、大きく分ければイタリアなどのように経済的要因による分権要求と民族・文化・言語の違いによるスペイン（バスク、カタルーニャ）、イギリス（スコットランド、アイルランド）、フランス（バスク、コルシカ）などの分権要求に大きく分かれる。

この点でベルギーは両方の複合型であり、それだけ解決策も複雑とならざるを得なかった。すなわち、言語・文化面でのワロンとフランデレンの対立、経済面での相反する動向は、国家としてのベルギーを危機に陥れる一方、地域の自立化を促進した。

欧州統合と連邦化の過程は同調していた。EC が関税同盟を完成させた 1968 年にルーヴェン大学問題は混乱の頂点を迎えて、1970 年の憲法改正にたどり着いた。ローマ条約の大幅改定である単一欧州議定書が発効し、「1992 年市場統合」を目指して EC が大きく市場経済化への改革を行っていた 1988-9 年にベルギーは 3 度目の憲法改正により連邦制への道を開いた。そして、1991-93 年のマーストリヒト条約の調印・批准のさなかの 1993 年に戦後 4 度目の憲法改正によりベルギーは完全に連邦制に移行した。

(2) ヨーロッパ地方自治体憲章

前項で述べたように欧州では戦後、地域の自立性を重視する傾向が強くなった。こうした潮流は、欧州審議会（Council of Europe）によって 1985 年 7 月に採択された「欧州地方自治体憲章」（European Charter of Local Self-Government）²⁹⁾ に結実した。同憲章は、欧州審議会加盟各国の批准受け 1988 年 9 月に発効した。

憲章は、前文において、民主主義の基礎としての地方自治の重要性を強調し、「民主主義と分権の諸原理に基づく一つのヨーロッパの建設に重要な寄与をなす」と、欧州統合と地方分権が相互補完関係にあることを明確にした。

次いで第 2 条で、「地方自治の原則は国内法において、また実行可能であれば憲法において承認されるものとする」とし、第 3 条 1 項で地方自治を「地方自治体が法律の範囲内で、自らの責任において、住民のために公的事項の基本的な部分を管理し運営する権利と実質的な権能」であると定義した。また、「この権利は、直接・平等・普通選挙に基づき秘密投票により自由に選ばれた者により構成される参事会（Councils）または議会（Assemblies）によ

て行使され」、参事会または議会は、執行機関を有することができる（第3条2項）とされた。地方自治の範囲を定めた第4条は、以下の通りである。

1. 地方自治体の基本的権限及び責務は憲法または法律によって定められる。ただし、この規定は、法律に従い特定の目的のために地方自治体に権限および責務を付与することを妨げるものではない。

2. 地方自治体は、法律の範囲内で、その権限から除外されていない事項または他の当局に配分されていない事項について自らの発意に基づいて取り組む自由を有する。

3. 公的な責務は、一般に、住民に最も身近な当局が優先的に遂行する。他の当局への責務の配分は、その任務の範囲と性質および効率性と経済性の要請を考慮して行われなければならない。

4. 地方自治体に付与される権限は、通常、包括的かつ排他的でなければならない。この権限は、法律が定める場合を除き、中央政府も広域地域団体も、侵害または制限してはならない。

5. 中央政府または広域地域団体が地方自治体に権限を委任する場合、地方自治体は、権限行使をできる限り地方の実情に適合させる自由を有する。

6. 地方自治体は、直接関係するすべての事項について、できる限り、計画策定および意思決定の過程において適切な時期に適当な方法で意見を求められる。

第4条は、地方自治体への任務の配分において、上位の団体よりも優先的に行う原則で貫かれている。ただし、3項で述べられているように、任務の範囲、性格、効率などから判断して上位団体に任務が配分されることもある。この考えは、補完性原理（Principle of Subsidiarity）と呼ばれ、欧州統合、国家および地方自治の関係を理解する上で重要な概念なので、次項で詳述する。

第8条は、地方自治体の活動に対する行政監督についてだが、1項で「地方自治体に対するすべての行政監督は、憲法または法律の定める手続きに従い、かつその定める事項についてのみ行うことができる」と上位団体による干渉が行われないう規定されている。これも、補完性原理によるものと考えられる。

第9条は、地方自治体の財源についてである。「地方自治体は、国の経済政策の範囲内において、その権限行使において自由に処分しうる十分な固有の財源に対する権利を有し」（1項）、「地方自治体の財源の少なくとも一部は、地方自治体が法律の範囲内で率を決定する権限を有する地方税および料金から得るもの」（3項）とされた。

また、財政力の弱い地方自治体は保護され、「潜在的財源およびこれら地方自治体に課せられた財政負担の不均等な配分の影響を是正するための、財政調整の手続きまたはそれと同等の措置の確立を必要とする。これらの手続きまたは措置は、地方自治体はその固有の権限の範囲内において行使する自由な決定権を制約してはならない」（5項）と規定された。このよ

うに、財政における地方の自立性の保護が明確にされた。

さらに、第 10 条では、地方自治体が、共通の利益を追求する目的で、他の自治体と連合する権利を持つことが規定されている。また、2 項では、「地方自治体の国際組織に加盟する地方自治体の権利は、すべての国において認められなければならない」とされ、さらに、3 項では、他の国の地方自治体と協力する権利も認められた。

第二次大戦後、ヨーロッパでは、国境をまたぐ自治体間の協力組織が結成されてきた。これらはエウレギオ (Euregio) と呼ばれ、最初に 1958 年に当時の西ドイツ、オランダ国境地域に結成された³⁰⁾。エウレギオは、その後西ヨーロッパ内の国境地帯につくられ、冷戦終結後は東欧の国境地域にも結成されるようになった。こうした地方自治体の国境を越えた協力は、ヨーロッパ統合を推進し、下支えする役割を持った。第 10 条は、エウレギオを正式に公認するものである。

(3) 媒介としての補完性原理

憲章第 4 条で明確にされた補完性原理は、地域で出来ることは地域で行い、国でしか行うことができないか、地域よりも国で行った方が効率的である事業が国に残される、という原則である。憲章は、補完性原理を採用して、地域の自律性を保障したのである。

補完性原理は、1992 年 2 月に調印され、1993 年 11 月に発効したマーストリヒト条約 (欧州連合条約) で明記されたことでよく知られるようになった。マーストリヒト条約は序文で「この連合における決定が、補完性原理に従って、可能な限りその住民に近いところで行われ、欧州諸国民の間に一層緊密な連合を設立する」と述べる。さらに、条約第 3 条 b 項は、「共同体はその排他的機能に属さない領域においては、補完性原理に従って、提案されている行動の目的が加盟国によっては十分に達成されず、それゆえに、その行動の大きさや効果の観点から、共同体によるほうが一層良く実現される場合に限り、またその限りで活動を行う」と EU が補完性原理に従って行動することを規定した。補完性原理は EU における権限配分の原則として導入され、EU が扱う政策領域は、国家が扱うよりも EU として取り組んだ方が効果的な場合に限られることになった。

EU では補完性原理をまず EU と国家との権限配分の原則として、EU の超国家的活動を抑制することを建前として採用した。当時 EU においては、マーガレット・サッチャー英首相が、ブリュッセル (欧州委員会) の政策に歯止めをかけることを要求しており、これに対応して補完性原理が持ち出されたと理解された。

たしかに、補完性原理により EU と国家との権限配分関係は国家に比重が置かれることになった。しかし、この原理は、地方分権を主張する側から国家と地方との権限配分にも適用されるべきものと主張された。これは、それまでの欧州審議会の議論、とりわけ欧州地方自治体憲章で補完性原理の考えが採用されたことから、必然的な主張であった。すなわち、EU、

国民国家、地域の間関係は補完性原理によって調整されるとの理解が広がった。

実際、補完性原理を採用したマーストリヒト条約も、地域の持つ力を認めて、第198条で地域委員会（Committee of the Regions）を新設した。地域委員会はEUの地域および地方の組織の代表189名³¹⁾によって構成され、地域と関係の深い問題についてはEUの決定の前に委員会に諮問されることになった。地域委員会の設立は、欧州統合を進める上で地域の役割の重要性が増してきたことを反映したものといえよう³²⁾。

補完性原理は、1993年に改正されたベルギー憲法でも採用されていた。すなわち、連邦における権限の配分を定めた憲法第35条は、「連邦機関は、憲法と憲法に従って定められた法律が正式に認めた事項においてのみ権限を有する。共同体および地域圏は、各々に関して、法律で定められた条件と方式に従って、その他の事項に関する権限を有する」³³⁾と規定した。この権限配分原則は、明らかに補完性原理にもとづくものであり、欧州地方自治体憲章に則ったものである。

補完性原理の起源については、欧州審議会の委嘱によって専門家が行った研究報告が1994年に刊行されている³⁴⁾。これによれば、補完性原理の直接の起源は、ローマ教皇ピオ十一世（Pius PP. XI）が1931年に発布した回勅『クアドラゼジモ・アンノ』の中にある。同回勅は、カトリックの社会回勅の一つであり、カトリック社会教説（Social Catholicism: catholicisme social）を明確に定義したものである³⁵⁾。

回勅『クアドラゼジモ・アンノ』³⁶⁾は、大恐慌とファシズムの脅威に直面した世界のカトリック教徒に対して、資本主義と共産主義の双方を批判するとともに、貧しい労働者を抑圧している社会秩序の刷新を主張した。回勅において強調されたのは、共通善、連帯主義、補完性原理の3点であった。

この社会秩序の刷新の柱の一つである補完性原理³⁷⁾は、以下のように説明される。「次の社会哲学の最も重要な原則を変更したり損なったりしてはならない。すなわち、個人が自身のイニシヤチヴと能力によって行いうることを個人から奪って共同体に移譲してはならないように、より下級の団体が自身で達成できる職務をそこから奪って、より上級の大きな共同体に委ねるということは、正義に反することであり、また社会秩序を大きく乱すことである。すべての社会的干渉の本来の目的は、社会の成員を『助ける』ことであり、彼らをだめにすることでも取り込んでしまうことでもない」³⁸⁾。

この補完性原理によって、国家権力は、国家にしかできないあるいは国家に委ねられている任務をより自由に、より強力に、より効果的に行うことができる。そして「補完性原理にもとづいてすべての団体間で段階的秩序が完全に守られれば守られるほど、社会的権威とその機能とは一層強大なものとなり、公共の事業はより円滑になり、一層繁栄した国家となる」³⁹⁾。このようにして、補完性原理は明確に定義されたのである。

しかし、補完性原理には別の起源もあったと考えられる。それは、フランスの無政府主義

者ブルードン（Pierre-Joseph Proudhon）の思想である⁴⁰⁾。ブルードンは『連合の原理』（1863年）において、家族、市町村、地域、国家が連合契約を締結することを提案した。そして、「連合契約は、つねに国家よりも市民に、中央の権力よりも地方自治体や地域の権力に多くを留保するのである」と述べている。これは、明らかに補完性原理と一致する。ブルードンの思想は、第二次大戦前からドニ・ド・ルージュモン（Denis de Rougemont）等フランスの人格主義者に影響を与えていた。戦後、彼らは欧州連邦を推進する運動の担い手となって、欧州審議会の活動にも関与した⁴²⁾。したがって、カトリック社会教説と並んでブルードンの思想的潮流が、ヨーロッパ地方自治体憲章の補完性原理採用に大きな影響を与えたと考えられる。

いずれにせよ、欧州統合が補完性原理によって、EC/EU、国家、地域の関係を階層化し、地方自治を促進した側面があることは明らかである。したがって、当時のサッチャー政権がブリュッセルの超国家的権限が拡大するのを批判し、国家主権を擁護する立場から補完性原理を受け入れたことは間違いのないとしても、補完性原理はそれにとどまらない重要な意味を持ったといえよう。

V. 連邦制への移行

（1）1988年憲法改正

1980年の憲法改正にもかかわらず、ベルギーでは1980年代に入っても南北地域間対立は激化し、北部フランデレンは一層の自治を求め、他方、経済面で苦境にあったワロンの社会党は連邦主義的改革を求めた。こうして、1988-89年に第8次マルテンス内閣のもとで戦後3回目の憲法改正が行われた⁴³⁾。

この憲法改正により、地域圏と共同体の権限は大幅に拡大した。とくに、教育分野における共同体の制限は撤廃され、文化面での共同体の自立性が確立した。また、中央政府から地域圏政府へは、公共工事、運輸、都市計画などの大幅な権限の移譲が行われた。これに伴い、共同体と地域圏政府には財政に関する権限の移譲もなされた。

地域圏に関しては、言語対立の焦点であったブリュッセル地域の問題でようやく解決が図られ、ブリュッセルは第三番目の地域圏として独立した地位を獲得した。憲法第107条4項は「ベルギーは三つの地域圏、すなわち、ワロン地域圏、フランデレン地域圏、ブリュッセル地域圏からなる」と規定した。こうして、ブリュッセルにも公選の議会が設置され、この議会によって地域圏政府が選出されることになった。フランデレンにあるブリュッセルを独立の地域圏とするのはワロン側の主張であった。ただし、ブリュッセルのオランダ語系住民が不利にならないように、地域圏政府の執行部でフランス語系とオランダ語系が同数となるなど配慮がなされた（憲法第108条3項）。

ベルギー連邦制の背景と課題

ドイツ語共同体の地位も向上した。憲法第 59 条 3 項は、ドイツ語共同体の議会と執行部が設立されることを規定し、議会は選挙によって選出された議員によって構成されることが明記された。

以上に見てきたように、今回の憲法改正は、ベルギーが連邦制国家になる明確な第一歩となった。だが、この段階では、憲法で連邦制を謳うことはなく、実際、権限の移譲をみても不十分なものであった。

(2) 1993 年憲法改正

ベルギーでは、完全な連邦制への移行が国民の総意となり、1993 年に行われた戦後 4 回目となる憲法改正により、ベルギーは単一制国家から連邦制の立憲君主国家に完全に移行した⁴⁴⁾。この時の内閣はキリスト教社会党＝社会党連立のジャン＝リュック・デハーネ (Jean-Luc Dehaene) を首班としていた。新しいベルギー国憲法は第一条で「ベルギーは、共同体と地域圏から成る連邦国家である」と宣言した。この連邦制は、空間的に国内を 3 つの地域圏 (ワロン、フランデレン、ブリュッセル) に分け、さらに文化的にも 3 つの共同体 (フランス語、オランダ語、ドイツ語) に分け、三層から構成される複雑な制度である。

連邦政府、共同体政府および地域圏政府の間で権限は以下のように配分される。連邦政府は、外交、軍事・防衛、社会保障政策などを管轄する。共同体政府は、文化、教育、家族に関する政策を行い、地域圏政府は住宅、土地、環境、都市計画などを行う。

また、各レベルの政府に応じて選挙制度も複雑なものとなっている。すなわち、連邦国家ベルギーでは、連邦、地域、共同体の三つのレベルの政府に対応して議会が設立される。ただし、フランデレン地域圏議会とオランダ語共同体議会は統一してフランデレン議会を構成する。

こうして言語問題に端を発する地域間対立は、連邦制への移行により基本的に解決されることになった。ただし、ブリュッセルと周辺市町村の言語事情は複雑なままである。すなわち、ブリュッセル市の 19 の区 (コミューン) は 2 言語地域であるが、約 8 割の住民はフランス語系であり、オランダ語系は少数派である。ブリュッセル周辺の 6 つのコミューン (市町村) はフランデレン地域に属するが、フランス語系住民が多いため「便宜的フランス語可地域」となった。つまり、これら 6 市町村では行政などでフランス語の使用が特別に認められることになった。

(3) 2007 年の連邦制の危機

連邦憲法は 1994 年に正式に発効し、ベルギーは連邦制国家として歩みを開始した。しかし、フランデレンの不満は完全には解消されなかった。それは、経済的に豊かなフランデレン地域の税金が不況地帯であるワロンに投入されていることに対する不満であった。このためフ

ランデレンのベルギーからの独立と移民排斥を訴える極右のフラームス・ブロック (VB) がフランデレン地域において支持を伸ばし、フランデレンの地域議会ではキリスト教人民党 (現キリスト教民主フランデレン党) を上回り第一党となった。しかし、ベルギーの民主主義政党は、フラームス・ブロックの極右的傾向を警戒し、連立はもちろんのこと協力や協議もしないとする防疫線 (コルドン・サニテール) と呼ばれる協定を締結した。したがって、フラームス・ブロックが北部フランデレン地域議会において与党となることはなかった。

しかし、1999 年の総選挙で敗北し与党から野党となったキリスト教民主フランデレン党 (CD & V) は、党勢拡大のため次第に北部の利益を前面に押し出す主張をするようになった。そして、同党はフランデレン・ナショナリズムを強力に打ち出している新フランデレン同盟 (NV-A) と密接な協力関係を持った。

2007 年 6 月 10 日に行われた総選挙において、キリスト教民主フランデレン党はフラームス・ブロック支持者を取り込むことを意図し、自治権を大幅に拡大する政策を打ち出した。とくに、医療保険や雇用保険などの社会保障制度に関する権限を連邦政府から地域圏政府に移譲する政策や治安維持強化は、フラームス・ブロック支持者を取り込む上で有効であった。

選挙の結果は、北部において圧勝した中道右派のキリスト教民主フランデレン党が全国的にも第一党となった。他方、ヒー・フェルホフスタット (Guy Verhofstadt)⁴⁵⁾ 首相率いるフランデレン系自民党 (Open VLD) は大敗し、南北自由主義政党、南北社会主義政党、南北環境政党による中道左派連立政権は、存続できないことになった。

下院の議席総数は 150 であり、主要政党の獲得議席は以下の通りである。キリスト教民主フランデレン党および新フランデレン同盟 30 議席、改革運動 (MR: ワロン系自由主義政党) 23 議席、ワロン系社会党 (PS) 20 議席、フランデレン系自民党 18 議席、フラームス・ブロック 17 議席、フランデレン系社会党 (NV-A) およびスピリット (Spirit) 14 議席、人道的民主党 (CDH: 旧ワロン系キリスト教社会党) 10 議席、ワロン系環境政党 8 議席、フランデレン系環境政党 4 議席である。このように、キリスト教民主フランデレン党だけでは過半数に遠く及ばず、連立は必至であった。

国王アルベール二世は、フランデレン地域圏政府首相で上院議員でもあるキリスト教民主フランデレン党のイブ・ルテルム (Yves Leterme) を「組閣者」(首相候補) に指名し組閣を要請した。ルテルムは、南部の姉妹政党である人道的民主党を主要な相手として連立工作に乗り出した。しかし、ルテルムが示した政策は北部利益に固執し、社会保障制度の管轄権や所得税・法人税の課税権の一部を地域に移譲することなどを提案した。これは、豊かなフランデレンにとり有利であるが、構造不況地帯を抱えるワロンにとっては耐え難い条件であった。ルテルムに対するワロン諸政党の不信感は強く、ベルギー政局は長い空白期間を経験することになった。

政治空白が続くなか、2007 年 8 月 28 日付けの日刊紙ラ・リーブル・ベルジックに発表さ

れた世論調査は、今回の政治危機の責任や国の将来について南北で見方に大きな違いがあることを示した⁴⁶⁾。今回の連邦政府樹立の交渉失敗で主要な責任がある政党はどこかという質問に、フランス語系住民ではCD & V 40.2%、NV-A 49.9%とフランデレンのキリスト教系政党を非難する意見が多かったのに対して、オランダ語系住民ではCDH 66.8%とワロン
のキリスト教系政党を批判する意見が一番多かった。また、ルテルムが首相となることを望むか尋ねた質問でも、フランス語系住民では賛成 22%、反対 73.7%に対して、オランダ語系住民では賛成 64.1%、反対 34%と対照的であった。ただし、ルテルムが造ろうとしたオレンジ（キリスト教系政党）＝ブルー（自由主義系政党）連立政権については、フランス語系住民で賛成 43.8%、反対 36.5%、オランダ語系住民で賛成 49.7%、反対 34%と南北で大きな差はなかった。

世論調査は最後に、国家としてのベルギーが、1年後、5年後、10年後にまだ存在しているか尋ねている。1年後に確実に「存在している」または「おそらく存在している」と回答した割合は、フランス語系住民で98.5%、オランダ語系住民で93.1%、5年後はフランス語系住民で85.5%、オランダ語系住民で79.4%であり、10年後に存在していると回答した割合はフランス語系住民で62.4%、オランダ語系住民で59.9%と6割にまで下落する。概してオランダ語系住民において将来も国家が存続することに悲観的であるが、フランス語系住民においても将来の国家の存続を見通せない人々が多く、南北対立を深刻な問題であると考えていることを示している。

ベルギーの政治危機は総選挙から半年に及んだが、連立交渉は不調に終わり、組閣責任者であるルテルムは辞任に追い込まれた。ベルギーは2008年度予算の編成ができないという危機に直面した。12月10日、国王は総選挙で敗北し新政権ができるまで首相の座に留まっていたフェルホフスタットに暫定内閣の可能性を探るよう指示した。彼は、国王の指示から10日ほどで5党連立内閣を組閣する力量を発揮した。参加したのはキリスト教系、自由主義系、社会主義系の政党であるが、フランデレン系社会党（NV-A）およびスピリットは参加しなかった⁴⁷⁾。

こうして、12月21日フェルホフスタット暫定内閣が発足した。結局、政治空白は過去最長の194日に及んだ⁴⁸⁾。暫定内閣は、予算編成など緊急の問題と南北対立を緩和するための国家の制度改革に向けた道筋を探ることを目的とした。ルテルムは次期首相候補として副首相兼予算担当相として入閣し、フェルホフスタットは自ら3ヵ月間の暫定政権であることを表明した。

2007年の政治空白を乗り越えたベルギーでは、2008年3月、首相の座がフェルホフスタットからルテルムに引き継がれ北部2党、南部3党の5党による正式な政権がようやく発足した。

このように、連邦制に移行したにもかかわらず、未だ地域間対立が激しく、ベルギーに連

邦制が定着したとは言いがたいが、事実上、連邦政府が存在しない無政府状態があったにもかかわらず大きな混乱がなかったことにも注目する必要がある。その理由としては王政が維持され、元首が存在していることがある。また、連邦制によって、教育、福祉、公共交通など住民生活に直結する政策は地域圏政府と共同体政府が行っており連邦政府が関与する分野が限定されている点も大きい。ベルギーは連邦制に移行したことによって、地域間の溝が深いことを改めて知ったともいえる。

現在の世界同時不況下のベルギーについて簡単に述べておこう。2008年9月のリーマンショックを契機とするアメリカ発の金融危機が勃発した。これは、ベルギーの大手銀行フォルティスを危機に陥れた。ベルギー政府は同行を国有化したが、問題はその後起こった。政府はフォルティスをフランスのBNPパリバに売却する方針を打ち出したが、これに反対する株主たちが訴訟を起こした。この裁判の裁判官に対してルテルム首相の側近が圧力をかけたとの司法介入疑惑が浮上したのである。ルテルムはこの事件への自らの関与は否定したが、12月19日内閣総辞職を国王に伝えた。

今回の辞職は受け入れられた。こうして、12月30日、下院議長のヘルマン・ファンロンパウ(Herman Van Rompuy)が新しい首相に就任した。ファンロンパウもルテルムと同じキリスト教民主フランデレン党であり、政府も同じ5党連立である。

今回は司法スキャンダルによる首相の交代であったが、欧州統合と地域の自立が進む中でベルギー連邦制の将来がどのようになるのかEUと地方分権を考える上で注目される。

VI. むすび

第二次大戦後、ベルギーは欧州統合に深く関わり、欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)や欧州経済共同体(EEC)の原加盟国として欧州統合を推進した。ベルギーは、対外的には欧州統合の取り組みに積極的に関与する一方、国内では言語・文化対立が激化し、経済的にも地域ごとに異なる発展を示したため、地域の自立化が進み地方分権の強い要求が噴出した。この結果、1970年から4度の憲法改正を経て国家改造が進み、最終的に1993年の憲法改正により連邦制の立憲君主国に完全に移行した。

ベルギーの連邦化はスイス、アメリカ、ドイツのように元来自立した地域の連合として連邦制国家が形成されたケースとは異なる。単一制国家のなかで地方分権の要求が出され、それへの対応の結果、国家の構造を再編成する必要に迫られて、連邦制国家へと変貌を遂げたのである。

その際、欧州統合と地方自治の推進において、両者を媒介したのが、補完性原理であった。1993年の憲法は、欧州審議会とEUがほぼ同時に権限配分の原則として補完性原理を採用した時期に同じく同原理を採用して、連邦制に移行した。しかし、2007年の総選挙の結果もた

らされた連邦制の危機からも見て取れるように、最近のベルギー政治の動向は、ベルギー連邦制の脆弱性を示している。ただし、2008年の金融危機で国家が救済に乗り出したことから分かるように、国家の重要性が深刻な不況の中で再認識される可能性もある。

(付記) 本稿は、東京経済大学 2008 年度個人研究助成費 (A) による研究成果の一部である。

注

- 1) ベルギーの連邦化については、とりあえず、岩崎美紀子『分権と連邦制』ぎょうせい、1998年、第十一章「ベルギー王国」、拙著『欧州建設とベルギー』日本経済評論社、2007年、終章「欧州建設下のベルギー連邦化」を参照。
- 2) 清宮四郎「ベルギー国憲法」、宮沢俊義編『世界憲法集』岩波文庫、1960年、56頁。ベルギー憲法の訳文は、同上書、清宮四郎訳を用いる。
- 3) ベルギーの地方自治制度について詳しくは、J. W. Grice, *National and Local Finance*, London, 1910, Chapter XII, “Belgium” を参照。
- 4) M.-Th. Bitsch, *Histoire de la Belgique*, Paris : Hatier, 1992, p.139.
- 5) フラームス運動については、Bitsch, *op. cit.*, pp.138-141 ; X. Mabille, *Histoire de la Belgique*, 4^e éd., CRISP : Bruxelles, 2000, pp.125-130 を参照。また、栗原副也『ベネルクス現代史』山川出版社、1981年、125-128頁；河原温「ベルギー王国とルクセンブルク大公国の成立」、森田安一編『スイス・ベネルクス史』山川出版社、1998年、397-399頁も参照。
- 6) Mabille, *op. cit.*, p.159.
- 7) *Ibid.*, p.160.
- 8) 選挙法改正によって男子に限定された普通選挙が行われることになったが、高額納税者や高学歴者には1-2票の追加投票権が与えられ、完全な普通選挙ではなかった。G.-H. Dumont, *La Belgique*, Paris : PUF, 1991, p.82. (ジョルジュ＝アンリ・デュモン (村上直久訳)『ベルギー史』白水社 (文庫クセジュ) 1997年、89頁) を参照。
- 9) Bitsch, *op. cit.*, p. 178 ; Mabille, *op. cit.*, pp.217-219.この時の裁判で市民権を剥奪された者への特赦は、1937年になってようやく行われた。V. Dujardin et M. Dumoulin, *Paul van Zeeland 1893-1973*, Bruxelles: Racine, 1997, p.71.
- 10) Mabille, *op. cit.*, p.223.
- 11) *Ibid.*, pp.198-200.
- 12) Bitsch, *op. cit.*, p.210.
- 13) 栗原副也、前掲書、172-173頁を参照。
- 14) 国王帰国問題については、Bitsch, *op. cit.*, pp.232-235 を参照。
- 15) ボードワン国王については、Cardinal Leo Josef Suenens, *Le Roi Baudouin : Une vie qui nous parle*, Éd. F.I.A.T., 1995. (L.J. スーネンス (渡辺美紀子訳)『ボードワン国王』ドン・ボスコ社、1999年) を参照。
- 16) Bitsch, *op. cit.*, p.236.
- 17) 言語調査問題については、Bitsch, *op. cit.*, p.236.を参照。
- 18) フランス語では Louvain (ルーヴァン)、オランダ語では Leuven (ルーヴェン) となる。

- 19) ルーヴァン大学問題について詳しくは, C. Laporte, *L'affaire de Louvain 1960-1968*, Paris/Bruxelles : De Boeck, 1999 を参照。また, Mabile, *op. cit.*, pp.334-337 も参照。
- 20) ルーヴァン大学の移転については, M. Woitrin, *Louvain-la-Neuve et Louvain-en-Woluwe : Le grand dessin*, Paris/Gembloux : Duculot, 1987, を参照。
- 21) J. Fitzmaurice, *The Politics of Belgium*, Hurst : London, 1996, pp.272-273 ; A. François, *De l'État unitaire à l'État fédéral*, AURA, 1997, pp.126-128.
- 22) A. Mommen, *The Belgian Economy in the Twentieth Century*, London/New York : Routledge, 1994, pp.127-132.
- 23) K. Deprez and L. Vos (ed.), *Nationalism in Belgium*, Macmillan : London, 1998, p.173, Figure 4.
- 24) Mommen, *op. cit.* pp.127-130.
- 25) G.-H.Dumont, *Histoire de la Belgique*, Paris : Hachette, 1977, p.534.
- 26) 清宮四郎「ベルギー国憲法」, 宮沢俊義編『世界憲法集』(第四版)岩波文庫, 1983年, 67-68頁。
- 27) 1970年と80年の憲法改正については, E. Cerexheet et C. Piette, *La constitution belge et les lois de réformé de l'Etat*, Bruxelles, 1987 を参照。
- 28) ヨーロッパ諸国の地方分権の進展についてはとりあえず次ぎを参照。「特集1 地方分権の生理と病理」, 『法律時報』第66巻12号, 1994年。
- 29) Council of Europe, *Explanatory report on the European Charter of Local Self-Government*, Strasbourg, 1986. なお, 翻訳においては, 杉原康雄ほか編『資料 現代地方自治』勁草書房, 2003年, 廣田全男・糠塚康江訳を参考にした。
- 30) エウレギオについて詳しくは, 渡辺尚「越境する地域」, 同編著『ヨーロッパの発見』有斐閣, 2000年, 第5章, を参照。
- 31) 国別の構成員数は, ベルギー12, デンマーク9, ドイツ24, ギリシャ12, スペイン21, フランス24, アイルランド9, イタリア24, ルクセンブルク6, オランダ12, ポルトガル12, イギリス24である。四大国は24名と同じであり, ベルギー規模の小国がその半分の12名であり, 小国の地域の発言力が大きくなる配分となっている。また, この国別配分は, マーストリヒト条約第194条で定められた経済社会評議会の場合とまったく同じである。
- 32) EUにおける地方自治や地域委員会については, R. Balme and D. Chabanet, *European Governance and Democracy : Power and Protest in the EU*, Rowman & Littlefield : Lanham, 2008, Chap. 6 “Beyond State-Building : Centers and Peripheries in the European Union”, を参照。
- 33) 1993年ベルギー憲法の翻訳においては, 武居一正「ベルギー王国」, 阿部輝哉・畑博行編『世界の憲法集』(第二版)有信堂, 1998年を参考にした。
- 34) Council of Europe, “Definition and limits of the principle of subsidiarity: Report prepared for the Steering Committee on Local and Regional Authorities (CDLR)”, *Local and regional authorities in Europe*, No.55, Council of Europe Press, 1994.
- 35) カトリック社会教説の歴史と補完性原理については, 桜井健吾「補完性原理の萌芽—ケテラーとチュージングの論争(1848年)」, 水波朗・阿南成一・稲垣良典編『自然法と宗教I』創文社, 1998年を参照。
- 36) PIUS PP. XI, “Quadragesimo Anno de reconstructione ordinis socialis”, die 15 Maii a. 1931. 本回勅の翻訳は, 岳野慶作訳解『クアドラゼジモ・アンノー社会秩序の再建』中央出版社, 1958年を参考にした。この翻訳は, 中央出版社編『教会の社会教書』中央出版社, 1991年に所収さ

ベルギー連邦制の背景と課題

れている。なお、他にも次の翻訳がある。上智大学訳『カトリック的社会秩序改新策』岩波書店、1931年。また、デンティンガー、シェーンメッツァー（A.ジンマーマン監修、浜寛五郎訳）『カトリック教会文書資料集（改訂版）』エンデルレ書店、1974年（初版）、2002年（改訂5版）には、他の回勅を含めて重要箇所についての翻訳が載っている。

- 37) ラテン語の *Principium subsidiaritatis* は、日本のカトリック教会においては「相互補足の原則」、「補助制の原理」などと訳している。デンティンガー、シェーンメッツァー、前掲書、750頁を参照。
- 38) 岳野慶作訳、前掲書、99頁。ただし、訳文はすでに刊行されている複数の訳を参考に独自に作成した。
- 39) 岳野慶作訳、同上書、99-100頁。
- 40) 補完性の起源をブルードン主義に由来するとの指摘については、C. Millon-Delsol, *L'Etat subsidiaire*, P.U. F : Paris, 1992 ; 中原喜一郎「欧州連合と補完性の原則に関する一考察」、『法学新報』第102巻3・4号、中央大学、1995年、を参照。
- 41) 中原、前掲論文、383頁。
- 42) 中原、前掲論文、384頁。遠藤乾編『ヨーロッパ統合史』名古屋大学出版会、2008年。
- 43) 改正された憲法の条文は武居一正「ベルギー王国」、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』有信堂、1991年を参照。
- 44) 1993年の憲法について詳しくは、M. Uyttendaele, *Précis de droit constitutionnel belge : regards sur un système institutionnel paradoxal*, Bruxelles, 2001, を参照。日本語訳は、武居一正「ベルギー王国」、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』（第二版）有信堂、1998年を参照。
- 45) 1999年の総選挙で勝利し、南北の自由主義政党、社会主義政党、環境政党からなる連立内閣を率いた。ヨーロッパ統合にも積極的であり、欧州憲法条約が危機に陥ると著書『欧州合衆国』を出版してさらなる統合の推進を主張した。*The United States of Europe: Manifesto for a New Europe*, Federal Trust, 2006.
- 46) *La Libre Belgique*, 28 août 2007. 調査は、Ant Research 研究所により8月24日から27日にインターネットを通じておこなわれ、サンプル数は18歳以上663名である。
- 47) 連立は、南北の自由主義政党2党と南北のキリスト教政党2党およびワロン系社会党の合計5党からなる。
- 48) これまでの最長記録は、1988年の第8次マルテンス（Wilfried Martens）内閣が成立するまでに要した148日である。